

令和4年2月18日

令和4年 第2回

# 東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

## 令和4年第2回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和4年2月18日（金曜日）午後2時00分～午後3時43分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第6・第7会議室

3. 出席委員 1番 真 如 昌 美（教育長）

2番 岩 田 圭 子

3番 藤 宮 志津子

4番 内 野 裕 子

5番 鈴 木 一 徳

4. 欠席委員 なし

5. 説明職員

学校教育部長 矢 吹 勇 一                      社会教育部長 小 俣                      学

学校教育部  
参 事 兼 小 野 隆 一                      教育総務課長 斎 藤 謙二郎

教育指導課長  
建築課長兼  
教育施設担当  
副 参 事 中 橋                      健                      給 食 課 長 原                      里 美

統括指導主事 富 田 和 己                      社会教育課長 高 田 匡 章

中央図書館長 浴                      靖 子

6. 書 記

庶務係長 一ツ木 正 美                      主                      事 浅 井 亮 介

○議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 教育長諸務報告
- 第 3 第 1 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 4 第 10 号議案 令和 3 年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理  
執行状況の点検及び評価（令和 2 年度分）報告書（案）に  
ついて
- 第 5 第 11 号議案 東大和市教育委員会の教育目標（案）、東大和市教育委員  
会の基本方針（案）及び令和 4 年度東大和市教育委員会の  
主要施策（案）について
- 第 6 第 12 号議案 教育財産の用途廃止について（第八小学校）
- 第 7 第 13 号議案 教育財産の用途廃止について（旧第二学校給食センター）
- 第 8 第 14 号議案 東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱につ  
いて
- 第 9 第 15 号議案 東大和市教育委員会都費負担会計年度任用職員の報酬等に  
関する規則
- 第 10 第 16 号議案 第三次東大和市特別支援教育推進計画（案）について
- 第 11 第 17 号議案 令和 4 年度東大和市学校給食事業計画（案）及び令和 4 年  
度東大和市学校給食会計予算（案）の承認について
- 第 12 第 18 号議案 東大和市スポーツ推進委員の委嘱について
- 第 13 第 19 号議案 東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正す  
る規則
- 第 14 第 20 号議案 東大和市立小中学校施設使用条例施行規則の一部を改正す  
る規則
- 第 15 その他報告事項 （1）令和 3 年度小・中学校卒業式告辞（案）について  
（2）（仮称）東京街道運動広場の整備概要案について  
（3）第二次東大和市子ども読書活動推進計画令和 2 年  
度実施状況報告書について

---

◎開会の辞

○真如教育長 ただいまから、令和4年第2回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

---

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○真如教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、内野委員にお願いいたします。

○内野委員 はい。

○真如教育長 今日は傍聴の方はいらっしゃらないので、そのまま続けていきます。

---

◎日程第2 教育長諸務報告

○真如教育長 日程第2、教育長諸務報告を行います。

教育長諸務報告、令和4年1月22日から令和4年2月15日までであります。

1月24日、月曜日、令和3年度東大和市教育委員会主要施策会議に出席をいたしました。

1月25日、火曜日、教育委員会定例会に出席をいたしました。

1月27日、木曜日、市議会全員協議会に出席をいたしました。

2月2日、水曜日、第14回行政改革推進本部会議に出席をいたしました。

2月3日、木曜日、校務改善表彰状授与式、それから校務改善推進事例発表会に出席いたしました。オンラインです。

2月4日、金曜日、教育委員懇談会に出席をいたしました。

2月8日、火曜日、第5回東大和市土地開発公社理事会に出席をいたしました。

2月9日、水曜日、第2回東大和市表彰審査会に出席をいたしました。

続いて、校長会役員会にも出席をいたしました。これもオンラインであります。

もう一つ、東京都市教育長会定例会に出席をいたしました。これもオンラインであります。ずっとオンラインばかりですが、東京都からいろいろな話を聞いていた中に、一つ面白いなというか、楽しみだなというふうに思っていたのがありましたので、手を挙げて質問しました。立川に東京都の小学校がこれからつくられるということなんです。立川にはもう一つ高校もありましたか。中学校でした

か。さらに小学校も出来上がるということで、一体どんな学校になるんですかと聞きましたら、英語をしっかりと身につけられるように、私たちも研究しながら行っていくんですという話をさせていただきました。英語ばかりやっているわけではないですけども、そういったもろもろ東京都が進める学校で、今現在でその学校に行きたいと言っている人はたくさんいるのですかと聞きましたら、結構いらっしゃいますので、そのことについてもこれから考えていきたいと思っていますというような話がありました。

2月10日、木曜日、政策集団PDG最終報告会に出席をいたしました。

2月14日、月曜日、市議会予算概要説明会に出席をいたしました。

2月15日、火曜日、東大和市学校研究奨励教育課題研究指定校研究発表会に出席をいたしました。これもオンラインで行い、教育長室で八小と五中の先生の実践について紹介してもらいました。両方とも大変すばらしい内容でした。特に五中については、東京都からも表彰されているというそういう経験をしていますので、本当にオンラインであっても非常にきめ細かく説明をしてもらいました。八小もパソコンを使って子どもたちが一生懸命勉強している様子を説明してもらいました。これから様々な取組があると思いますので、できれば学校に行けないからどこかこの辺で一緒に見せていただいて、またいろいろとお話ししていただければ大変ありがたいと思っていますところでございます。

以上です。

ただいまの報告につきまして、ご質疑等がございましたらご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、教育長諸務報告を終わります。

---

### ◎日程第3 第1号報告 事務の臨時代理の承認について

○真如教育長 日程第3、第1号報告 事務の臨時代理の承認については、人事案件であることから会議を非公開といたしたいと思いますが、これに賛成の委員の挙手を求めます。よろしいでしょうか。

(賛成者挙手)

○真如教育長 ありがとうございます。

賛成者全員ということですので、会議は非公開といたします。

さらに、本案の会議録及び会議資料の取扱いにつきましてお諮りいたします。  
本案の会議録及び会議資料につきましても非公開としたいと思いますが、これに  
ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ありがとうございます。

ご異議なしということですので、そのように取扱いをいたします。

ここで、関係者以外の退場を求めます。よろしくお願いします。

(一部執行部退室)

(この間非公開)

ここで会議の非公式を解きます。退場者の入場をお願いいたします。

(一部執行部入室)

---

◎日程第4 第10号議案 令和3年度東大和市教育委員会の権限に  
属する事務の管理執行状況の点検及び評価  
(令和2年度分)報告書(案)につ  
いて

○真如教育長 日程第4、第10号議案 令和3年度東大和市教育委員会の権限に属  
する事務の管理執行状況の点検及び評価(令和2年度分)報告書(案)について、  
本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○矢吹学校教育部長 ただいま議題となりました第10号議案 令和3年度東大和市  
教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価(令和2年度分)  
報告書(案)についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条におい  
て、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について

点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないと規定されております。このことから、令和2年度の東大和市教育委員会の基本方針に基づく主要な施策について、取組状況を確認し、その成果を取りまとめ、主要施策の課題や今後の方向性を示すとともに、公募を含む学識経験者からのご意見をいただきまして、報告書（案）にまとめたものであります。

なお、点検・評価の委員会につきましては、例年どおり2回開催をしており、第1回としまして令和3年12月22日に開催し、旧日立航空機株式会社変電所の視察及び会議室での質疑応答を行いました。その後につきましては、令和4年2月1日に第2回を開催する予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から書面開催とし、委員の方から書面にて本件に関するご講評をいただいたところであります。

今後の予定につきましては、本日、教育委員会でご承認をいただいた後、教育委員会から市議会へ報告書を提出したいと考えております。

内容につきましてご説明を申し上げます。

初めに、全体の構成について申し上げます。

表紙の裏の目次をお開きください。

この報告書は、4つの章立てと資料にて構成されております。

第1章は、教育委員会の点検及び評価についてであります。例年同様に目的と内容を掲載しております。

第2章は、東大和市教育委員会の運営状況についてとして、教育委員会の開催状況、教育委員会議等の審議状況、また教育委員会議以外の教育委員の活動状況といたしまして総合教育会議や学校訪問及び各種行事などの参加状況、その他といたしまして教育委員会だより等、教育委員会からの主な発行物を掲載しております。

第3章は、教育委員会の基本方針に基づく令和2年度主要施策の点検及び評価についてであります。東大和市教育委員会の基本方針について、基本方針1から基本方針4の内容を改めて掲載しております。

以降、47ページまでは、基本方針に基づく主要施策の各項目について、令和2年度における施策の取組状況と今後の取組の方向性を掲載しております。

本来であれば、主要施策、それぞれの取組状況、今後の方向性についてご説明

申し上げるところですが、時間の都合もございますので、有識者よりいただいたご意見とともにご報告をさせていただきます。

48ページをお開きください。

初めに、ご意見をいただきました委員の方々について説明をいたします。学識経験者といたしましては、昨年度に引き続きまして廣嶋憲一郎氏、公募委員につきましては、同じく昨年度に引き続き外池武嗣氏、和田哲雄氏に委嘱をしております。

それでは、各委員からいただいたご意見をご説明いたします。

まず廣嶋委員からは、総評としまして、令和2年度の施策について、新型コロナウイルス感染症の影響下で、学校教育、社会教育ともに幾つかの施策が中断や中止となった中で、学校における子どもの学びや社会教育における市民の学びを止めることなく前進させてきたことへの評価をいただいております。

さらに、GIGAスクール構想について、児童・生徒一人ひとりの端末を活用し、個別最適な学びを実現し、家庭でのタブレット端末の活用に対する支援ができてきていること。新型コロナウイルス感染症について、学校が休校になり行事が中止となったことにより、改めて学校教育の意義や役割が見直されたということ。社会教育において、図書館、公民館、博物館など3か月ほど閉館し、年間での利用者数は減少する一方で、1日当たりの利用者は増加している点について、市民の社会教育に対する期待の表れであり、市民の学びの場の確保の保証がこれからも求められるとの意見がありました。

続いて、49ページをお開きください。

次に、外池委員からは、学校教育における基本方針の徹底として、教育委員の学校訪問が多く中止となる中で、学校との書面でのやり取りや情報収集を的確に行うことで、教育の基本を押さえることができているということ。また、コミュニティスクールや地域への教育力の導入・連携が進められ、各学校のホームページからは、明確な経営方針が示されていることを評価すること。また、旧日立航空機株式会社変電所について、その保存が地域住民の活動やボランティアによる力が大きく、施設の改修により展示内容の充実ができてきていること。さらに、熱心なボランティアによる説明を拝聴し、平和の大切さ、市民の意識の醸成、啓発をより図っていく必要性についての意見がありました。

続いて、51ページをお開きください。

最後に、和田委員からは、算数・数学における習熟度別少人数学習について、市独自の予算で少人数学習指導員を学校に配置し、実践しているということ。また、読み聞かせ活動について、読書好きの子どもを育成する取組として、地域の方や保護者のボランティアによる図書館等での読み聞かせ活動が積極的に行われていること。また、コロナ感染症の影響下においても、小学校教員や図書館指導員、職員による読み聞かせが実践されているということ。

続いて、52ページをお開きください。

次に、いじめ問題に関して、いじめアンケートの頻度の増加やアンケートの質の向上、さらに常日頃の教師による児童・生徒への積極的な関わりについて、一層の取組を期待するとの意見がございました。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

内野委員。

○内野委員 11ページの確かな学力の①、②の実績等についてですが、小学校が平成31年度より減っている、中学校も減っている、これはコロナの影響なのでしょうか。少人数学習指導員の配置やチームティーチャーの配置も、前の年より減っているというところがどうしてかと思ったのですが、これもコロナの影響ですか。

○真如教育長 教育指導課長。

○小野学校教育部参事兼教育指導課長 こちらは、教育委員会で募集をかけさせていただいておりますけれども、なかなか応募がなかったということが一番の実情でございます。

以上でございます。

○内野委員 分かりました。ありがとうございます。

○真如教育長 ほかにございますか。

岩田委員。

○岩田委員 コロナ禍でたくさんの行事や学校行事、社会教育の行事などが中止になっているのは、これはもう見ただけでも一目瞭然ですけれども、その中でも12ページに報告のあるALTの派遣のところで、中学校がすごく数が伸びていて、これはきっと本物の英語に触れる機会が増えたということで、すごく子どもたち

にとっても良い取組だと思えました。

つきましては、先日たまたま市町村連合会の理事研修会の席で、今度立川に TOKYO GLOBAL GATEWAYができるという話を伺いまして、近くにまたそういう施設ができるということは、今まで以上に利用できる機会が増えるのかというふうに思いましたので、また活用していただけたらありがたいと思います。

以上です。

○真如教育長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

○真如教育長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第4、第10号議案 令和3年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価（令和2年度分）報告書（案）について、本件を承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認めまして、第10号議案 令和3年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価（令和2年度分）報告書（案）について、本件を承認と決めます。

---

◎日程第5 第11号議案 東大和市教育委員会の教育目標（案）、東大和市教育委員会の基本方針（案）及び令和4年度東大和市教育委員会の主要施策（案）について

○真如教育長 日程第5、第11号議案 東大和市教育委員会の教育目標（案）、東大和市教育委員会の基本方針（案）及び令和4年度東大和市教育委員会の主要施策（案）について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○矢吹学校教育部長 ただいま議題となりました第11号議案 東大和市教育委員会の教育目標（案）、東大和市教育委員会の基本方針（案）及び令和4年度東大和市教育委員会の主要施策（案）についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、令和4年度に組織改正が予定されていることから、東大和市教育委員会の教育目標及び東大和市教育委員会の基本方針の修正を行うとともに、令和4年度に東大和市教育委員会が重点的に取り組む施策をお示ししたものであります。

東大和市教育委員会の教育目標（案）及び東大和市教育委員会の基本方針（案）につきましては私から、令和4年度東大和市教育委員会の主要施策（案）につきましては教育総務課長からご説明を申し上げます。

資料の東大和市教育委員会教育目標（案）をご覧ください。

本文下から3行目、「水と緑と笑顔が輝くまち東大和」となっている箇所ですが、市の第三次基本構想におきまして、目指す将来の都市像が変更となっておりますことから変更するものであります。

続いて、次のページ、東大和市教育委員会の基本方針（案）をご覧ください。

令和4年度に予定されている組織改正により、青少年課の業務につきまして、教育委員会において行うこととなりますことから、基本方針5として「子どもたちの健全育成」を追記するものであります。内容につきましては、「就労形態の多様化や子育て家庭の核家族化の進展等を受け、子どもたちが放課後等に安全・安心で健やかに過ごすことができるように、地域社会が一丸となって子どもたちの居場所づくりを推進することが求められる。そのために、学校、家庭、地域社会が一体となって、子どもたちの健全育成を推進し、その健やかな成長と自立を支えることができる場の充実を図る。」とするものであります。

私からの説明は以上でございます。

○真如教育長 教育総務課長。

○斎藤教育総務課長 それでは、令和4年度東大和市教育委員会の主要施策（案）につきましてご説明申し上げます。

お手元の資料を若干めくるようになりますが、A4横判の令和4年度東大和市教育委員会主要施策新旧対照表、こちらの5ページをご覧ください。

本文につきまして、令和3年度の主要施策におきましては、「東大和市GIGAスクール構想」の推進を最重要課題として、以下の施策を展開すると記載しておりましたが、既に1人1台タブレット端末等の整備が完了しましたことから、文言を削除するものであります。

7ページをお開きください。

7ページ、（3）才能を伸ばすための多様な教育の充実の②についてでござい

ますが、小学校に入学した児童がスムーズに学校生活へ適応していけるように編成した第1学年入学当初のカリキュラムであるスタートカリキュラムにつきまして、各学校において作成して対応していることから、文言の修正を行うものであります。

続きまして、11ページから12ページをお開きください。

11ページ、12ページになります。こちらになります、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が終了したことを受け、学校2020レガシーとして引き続き取組を行うとしたものでございます。

続きまして、2枚おめくりいただきまして、14ページをお開きください。

14ページ、(5)学校における働き方改革についてでございますが、明確な目標設定として月80時間未満を設定するとともに、小中一貫教育全体計画に位置づけるとしたものでございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、15ページをご覧ください。

デジタル前提の社会で生きる子どもたちがICTの良き使い手となるための適切な行動を取ることができるようにするための教員への研修といたしまして、デジタル・シティズンシップ教育に関する研修、こちらを追記したものでございます。

1枚おめくりいただきまして、16ページをご覧ください。

学校施設等の整備といたしまして、小学校体育館天井照明設備のLED化等を追記してございます。

続きまして、1枚おめくりいただいて、17ページをご覧ください。

東大和市学校再編計画に基づく第七小学校及び第九小学校の統合に向けて、検討会議等により具体的な計画を策定するとしたものでございます。

2枚おめくりいただきまして、19ページをご覧ください。

19ページ上のほう、(2)の不登校対策の推進といたしまして、「オンラインによる学習支援・相談支援」を実施するとしたものでございます。

続きまして、こちらの19ページから次の20ページにかけてでございますが、組織改正に伴う青少年課の業務として、放課後児童健全育成事業及び児童館事業の充実につきまして追記をしたものでございます。

次に、2枚おめくりいただきまして、22ページをお開きください。

2、市民文化の振興、(2)市民主体の文化芸術活動の推進につきましては、

市民会館業務が事務移管されたことから、追記をしたものでございます。

最後になりますが、新旧対照表ではない形の令和4年東大和市教育委員会の主要施策（案）におきまして、各ページにおいて意味が分かりにくい語句の注釈を加えてございます。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

内野委員。

○内野委員 すみません。文言どうこうで、私の取り方の解釈の仕方が間違っていたら申し訳ないのですが、質問させてください。

今の新旧対照表の17ページ、第七小学校及び第九小学校の統合に向けてという内容ですが、後半の検討状況について随時周知を行うとありますが、検討状況の状態で周知ができるというのは、例えば進捗状況であったり、ある程度のめどを皆さんにお知らせするという文章であれば、すんなり受け取ることができたのですが、検討状況でも周知というのができるというあたりが少し引っかかったのですが、いかがですか。

○真如教育長 教育総務課長。

○斎藤教育総務課長 こちらの検討状況の周知につきましては、内容の詳細はまだ確定してございませんが、現時点での想定では、検討をする際に様々な意見が出るかと思しますので、こういった意見がございますということ、そういったことを含めて公表ができればというふうに考えているところでございます。まだあくまでも予定ではございます。

○内野委員 分かりました。ありがとうございます。

○真如教育長 学校教育部長。

○矢吹学校教育部長 もう少し具体的に申しますと、今考えている範囲での内容でございますが、17ページにありますその検討会議等のこの会議というのを公開の会議で行うことで、それによって逐一その情報を公表していくということで考えております。会議は公開にするということです。

○内野委員 分かりました。

すみません。重ねて地域の方がより日にちがどんどん近づいていくに当たってやはりとても気になるというのが、私も蔵敷地区に住んでいる者なので、結構耳

に入ってきますので、その周知というあたりが、保護者のみならず地域の方にきちんとした形で伝わるということが一番理解を得られるのかと思いますので、より丁寧な対応をよろしくお願いいたします。

○真如教育長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第5、第11号議案 東大和市教育委員会の教育目標(案)、東大和市教育委員会の基本方針(案)及び令和4年度東大和市教育委員会の主要施策(案)について、本件を承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第11号議案 東大和市教育委員会の教育目標(案)、東大和市教育委員会の基本方針(案)及び令和4年度東大和市教育委員会の主要施策(案)について、本件を承認と決めます。

---

◎日程第6 第12号議案 教育財産の用途廃止について(第八小学校)

◎日程第7 第13号議案 教育財産の用途廃止について(旧第二学校給食センター)

○真如教育長 日程第6、第12号議案 教育財産の用途廃止について(第八小学校)、日程第7、第13号議案 教育財産の用途廃止について(旧第二学校給食センター)、以上2件は関連しておりますので、一括して議題に供します。

議題の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○矢吹学校教育部長 ただいま議題となりました第12号議案 教育財産の用途廃止について(第八小学校)及び第13号議案 教育財産の用途廃止について(旧第二学校給食センター)につきまして、関連する内容となっておりますことから、一括して提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、旧第二学校給食センターの跡地と一体で第八小学校の植樹帯を市で活用するため、教育財産の用途廃止をすることにつきまして、東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第7号に基づきお諮りす

るものであります。

内容について申し上げます。旧第一学校給食センター跡地及び旧第二学校給食センター跡地の既存建物の解体等につきましては、令和3年第5回教育委員会定例会においてご承認いただき、8月から必要な調査や工事等を実施しているところであります。当該敷地のうち、旧第二学校給食センター跡地及び隣接する第八小学校の敷地の一部につきまして、解体撤去に係る工事が令和4年1月14日に完了したことから、教育財産の用途を廃止するものであります。

今回、用途廃止をする教育財産につきましては、旧第二学校給食センター跡地の敷地及び建物及び第八小学校の敷地の一部であります。詳細につきましては、配付資料のとおりでございます。

用途廃止後につきましては、今後、児童発達支援センター及び保育園の整備を進めてまいります。

詳細につきましては、建築課長からご説明を申し上げます。

○真如教育長 建築課長。

○中橋建築課長兼教育施設担当副参事 それでは、私のほうから資料に基づきましてご説明申し上げます。

第12号議案に添付されておりますA4横カラーの資料をご覧ください。

この図面は、左側に旧第二学校給食センター敷地と右側に第八小学校敷地を示しております。

黄色の部分をご覧ください。

こちらは、旧第二学校給食センター敷地でございます。面積は2,501.45平米でございます。

次に、黄緑色の部分をご覧ください。

第八小学校の植樹帯部分であったところでございます。面積は1,088.69平米でございます。

この2か所の敷地面積は、合計で3,590.14平米でございます。一体的に利活用を図り、児童発達支援センター及び保育園等の整備を進めるため、教育財産の用途廃止を行います。

続きまして、紫色の部分をご覧ください。

こちらは第八小学校敷地でございますが、東京ガスの設備が設置され、現在有償で貸し出している部分でございます。面積は27.58平米でございます。今後は

市長部局で管理することとなったため、教育財産の用途廃止を行います。

次に、ねずみ色の部分をご覧ください。

こちらは、市道第901号線として整備されている部分でございます。面積は1,142.08平米でございます。用途が学校敷地と認定していたことから、道路敷地へ変更するため、今回教育財産の用途廃止を行います。

以上の教育財産の用途廃止を行い、第八小学校の敷地につきましては、1万3,492.83平米とするものでございます。

説明は以上となります。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第6、第12号議案 教育財産の用途廃止について（第八小学校）、本件を承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第12号議案 教育財産の用途廃止について（第八小学校）、本件を承認と決めます。

引き続き、お諮りいたします。

日程第7、第13号議案 教育財産の用途廃止について（旧第二学校給食センター）、本件を承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 異議なしと認め、第13号議案 教育財産の用途廃止について（旧第二学校給食センター）、本件を承認と決めます。

---

◎日程第8 第14号議案 東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について

○真如教育長 日程第8、第14号議案 東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育部参事。

○小野学校教育部参事兼教育指導課長 ただいま議題となりました第14号議案 東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会は、東大和市いじめ防止対策推進条例第11条第1項の規定により設置するものであります。本委員会は、同条第5項において、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから教育委員会が委嘱する委員7人以内をもって組織すると規定されており、同条第6項において任期を2年とし、再任を妨げないと規定しております。現在の委員の任期が令和4年2月28日をもって満了となることから、委員の委嘱についてご提案申し上げます。

それでは、委嘱する委員についてご説明申し上げます。

学識経験を有する者として、東京純心大学講師の神山直子氏、東京学芸大学講師の梅山佐和氏、法律に関する専門的な知識を有する者として、ファミリー法律事務所弁護士の辻本愛子氏、心理に関する専門的な知識を有する者として、一般社団法人東京公認心理師会スクールカウンセラーの多賀谷篤子氏、福祉に関する専門的な知識を有する者として、東大和市主任児童委員の小林恵氏、その他の関係者として、保護司の原正男氏の以上6人につきまして、再任として委嘱をお願いするものであります。

また、その他の関係者として、情報モラルに関する専門的な知識を有する者である株式会社情報文化研究所所長の佐藤佳弘氏について、新任として委嘱をお願いするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第8、第14号議案 東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第14号議案 東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について、本件を承認と決めます。

---

◎日程第9 第15号議案 東大和市教育委員会都費負担会計年度任用職員の報酬等に関する規則

○真如教育長 日程第9、第15号議案 東大和市教育委員会都費負担会計年度任用職員の報酬等に関する規則について、本件を議題に供します。

議題の説明をお願いいたします。

学校教育部参事。

○小野学校教育部参事兼教育指導課長 ただいま議題となりました第15号議案 東大和市教育委員会都費負担会計年度任用職員の報酬等に関する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

今回の制定は、地方公務員法第22条の2第1項の規定及び東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例第2条の表8の項に基づき、雇用する都費負担の会計年度任用職員は、雇用条件等に特殊性があり、これに即した規則を新規に制定する必要があるため、所定の規定整備を行うものであります。

内容につきましてご説明いたします。

第2条の報酬の額については、東京都が年度ごとに定める報酬交付金単価の範囲内で教育長が定める額となっております。令和3年度の額については、次のとおりです。一般事務等1,050円、養護教諭1,800円、栄養士1,600円。令和4年度の額については、令和4年3月中に東京都より発出予定となっております。

また、勤務時間については、東大和市会計年度任用職員の任用等に関する規則を適用し、1週間30時間以内、1日7時間30分以内となっております。

第3条の報酬の支給方法については、月の初日から末日までの間の勤務に係るものを翌月の20日に支給します。

第4条の報酬の減額及び第5条の費用弁償については、省略いたします。

第6条の期末手当の支給対象外職員については、1会計年度において、任用される期間が通算して6月に満たない者または1週間当たりの勤務時間数が20時間に満たない者となります。その他の者については省略いたしますので、後ほど資料をご参照ください。

第7条の期末手当基礎額については、基準日前6か月以内の期間における勤務

に対し、当該都費負担会計年度任用職員に支給された報酬の総額を6で除した額となります。

第8条の期末手当の支給割合については、東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例で定める支給割合となります。

この規則については、令和4年4月1日から施行いたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第9、第15号議案 東大和市教育委員会都費負担会計年度任用職員の報酬等に関する規則について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第15号議案 東大和市教育委員会都費負担会計年度任用職員の報酬等に関する規則について、本件を承認と決めます。

---

### ◎日程第10 第16号議案 第三次東大和市特別支援教育推進計画 (案) について

○真如教育長 日程第10、第16号議案 第三次東大和市特別支援教育推進計画(案)について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いします。

学校教育部参事。

○小野学校教育部参事兼教育指導課長 ただいま議題となりました第16号議案 第三次東大和市特別支援教育推進計画(案)についてにつきまして、提案理由並びに内容をご説明申し上げます。

第三次東大和市特別支援教育推進計画(案)の策定に当たりましては、公募の市民の方をはじめ、学識経験者、学校関係者、そして教育委員会から成る懇談会の組織を立ち上げ、これまで5回にわたる会議を開催し、市民、障害当事者目線を大切にしたい検討を行ってまいりました。また、パブリックコメントの実施や庁内、庁外の関連部署からのご意見も踏まえて策定を行ってまいりました。このた

び計画（案）がまとまりましたことから提案し、ご審議いただくものであります。

内容につきましては、お手元の計画（案）に沿ってご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

1、計画策定の目的についてです。東大和市では、国の法令及び東京都の実施計画や通知等に基づき、これまで実践してきた特別支援教育について整理し、市が目指している方向性を体系的に理解・共有することを目的に計画を策定しております。

2、計画の位置づけについてです。計画期間は令和4年度から令和8年度までの5年間としており、中間年度である令和6年度に見直しを行います。

7 ページをお開きください。

計画の理念について示しております。本計画では、第二次計画の理念を継承し、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒一人ひとりの能力を最大限に伸長するために、乳幼児期から学校卒業後までを見通した多様な教育を展開し、社会的自立を図ることや地域の一員として生きていく力を培い、地域共生社会の実現を目指して、計画の理念を「すべての子どもたちがお互いを尊重し、豊かな心で生き生きと育つまち 東大和」と決めました。

25ページをお開きください。

本計画では、計画の理念及び第二次計画の実施状況を踏まえ、学校の指導體制の充実、ライフステージに対応した特別支援教育体制の連携・充実、保護者支援の充実の3つの指針を基本とし、各取組について再構築いたしました。23ページから24ページにこれらの基本指針に基づく具体的な取組項目を掲載した体系図を示しております。

また、本計画より計画の中でも重点的に取り組むものとして重点事業を定めました。重点事業は、通常の学級等における特別支援教育の推進、保護者支援、支援が必要な児童・生徒の早期発見・早期支援の3点であります。

26ページからは、具体的な取組項目に関する取組内容と目標、担当部署等を記載しております。

47ページをお開きください。

計画の実施と評価についてです。計画は、毎年度取組状況について担当する部署等に調査し、進捗を確認し、次年度の取組に活かしてまいります。

49ページをお開きください。

資料・用語解説とし、現在学校で使われている支援のための様式や資料について掲載しております。

72ページをお開きください。

計画の策定に至るまでの経過をまとめたものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第10、第16号議案 第三次東大和市特別支援教育推進計画（案）について、本件を承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第16号議案 第三次東大和市特別支援教育推進計画（案）について、本件を承認と決めます。

ここで5分間休憩いたします。

午後 3時05分開会

---

午後 3時11分開会

○真如教育長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいと思えます。

---

◎日程第11 第17号議案 令和4年度東大和市学校給食事業計画  
(案) 及び令和4年度東大和市学校給  
食会計予算(案)の承認について

○真如教育長 日程第11、第17号議案 令和4年度東大和市学校給食事業計画（案）及び令和4年度東大和市学校給食会計予算（案）の承認について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○矢吹学校教育部長 ただいま議題となりました第17号議案 令和4年度東大和市学校給食事業計画（案）及び令和4年度東大和市学校給食会計予算（案）の承認

についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、東大和市学校給食センター設置条例第7条の2第1項に基づきまして、令和4年2月10日付、教育委員会からの諮問に応じ、東大和市学校給食センター運営委員会が調査、審議された答申を踏まえ、提案するものであります。

令和4年2月8日付、東大和市学校給食センター運営委員会会長からの答申書をご覧ください。

答申内容は、令和4年2月8日付大教学給発第17号により、貴委員会から諮問のあった標記の件について、令和4年2月8日に令和3年度第2回東大和市学校給食センター運営委員会を開催し審議した結果、諮問内容のとおりとする旨、答申いたしますとの内容であります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第11、第17号議案 令和4年度東大和市学校給食事業計画（案）及び令和4年度東大和市学校給食会計予算（案）の承認について、本件を承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第17号議案 令和4年度東大和市学校給食事業計画（案）及び令和4年度東大和市学校給食会計予算（案）の承認について、本件を承認と決めます。

---

◎日程第12 第18号議案 東大和市スポーツ推進委員の委嘱について

○真如教育長 日程第12、第18号議案 東大和市スポーツ推進委員の委嘱について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

社会教育部長。

○小俣社会教育部長 ただいま議題となりました第18号議案 東大和市スポーツ推進委員の委嘱についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

現在のスポーツ推進委員の任期が令和4年3月31日をもって任期満了となりますことから、次期の委員についてご提案申し上げるものであります。

スポーツ推進委員は、東大和市スポーツ推進委員に関する規則第2条の規定に基づき、東大和市におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図ることを目的に、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、職務を行うために必要な熱意と能力を有する者の中から委嘱することとされております。ご提案申し上げます委員につきましては、お手元の議案書に記載のとおり15人の方で、全員が再任であります。

なお、任期につきましては、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間であります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第12、第18号議案 東大和市スポーツ推進委員の委嘱について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第18号議案 東大和市スポーツ推進委員の委嘱について、本件を承認と決めます。

---

◎日程第13 第19号議案 東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○真如教育長 日程第13、第19号議案 東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

社会教育部長。

○小俣社会教育部長 ただいま議題となりました第19号議案 東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

今回の改正は、同規則で定められております利用承認書や利用者登録証の記載内容を個人情報保護の観点から必要最小限に改め、申請書等の記載内容について所要の文言整理を行うものであります。

内容につきましてご説明申し上げます。

新旧対照表の1ページをご覧いただきたいと存じます。

この新旧対照表につきましては、左側が現在の規則、右側が改正後の規則となっております。今回の改正箇所につきましては網がけとしてございます。

24分の1とございます1ページの第10条でございます。この第10条につきましては、体育施設等の利用料金の減額、免除に関する規定でございますが、教育委員会の略称が及ぶ範囲を明確にするため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、6ページをお開きいただきたいと存じます。

下段のほうになりますけれども、第21条、こちらにつきましては、指定管理者が行う体育施設等の管理を教育委員会が行う場合の読替規定でございますけれども、読替えの範囲や読替え後の文言につきまして所要の改正を行うものであります。

続きまして、様式の改正でございます。

10ページにお進みいただきたいと存じます。

10ページ、字が小さくて恐縮でございますが、第1号様式、それからこの第1号様式から12ページの第3号様式まで、また飛びますけれども、16ページの第10号様式、それから18ページの12号様式まで、そして21ページの第15号様式及び23ページの第18号様式、これらにつきましては、体育施設の利用申請に係る各種様式でございますが、実務に照らしまして「利用種目」とございますところを「利用目的」に改めるものであります。

13ページにお戻りいただきまして、様式のまた関係でございますが、13ページ、こちらの第4号様式から、2枚おめくりいただいて15ページの第6号様式まで、また19ページの第13号様式から、1枚めくっていただいて、20ページの第14号様式まで、そして22ページの第17号様式と、24ページ、第19号様式につきましては、各種利用承認書、登録証などに係る様式でございますけれども、個人情報保護の

観点から記載内容を必要最小限に改めるものであります。

最後に、附則であります。新旧対照表の前の議案の最後の附則のところまでお戻りいただきたいと思えます。

附則の第1項の規定につきましては、施行期日に関する規定でありまして、規則の施行日を令和4年4月1日とし、第10条及び第21条の改正規定については、公布の日とするものであります。

附則第2項及び第3項は経過措置に関する規定でありまして、改正前の規定により交付されました登録証につきましては、登録証の有効期間に限り、改正後の規定により交付された登録証とみなすものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第13、第19号議案 東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、本件を承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第19号議案 東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、本件を承認と決めます。

---

#### ◎日程第14 第20号議案 東大和市立小中学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

○真如教育長 日程第14、第20号議案 東大和市立小中学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

社会教育部長。

○小俣社会教育部長 ただいま議題となりました第20号議案 東大和市立小中学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

今回の改正は、同規則で定められております使用者登録証及び使用許可書の記

載内容を個人情報保護の観点から必要最小限に改めるとともに、所要の文言整理を行うものであります。

内容につきましてご説明申し上げます。

3枚ほどおめくりいただきまして、新旧対照表の1ページをご覧いただきたいと存じます。

こちら先ほどと同様に、この新旧対照表につきましては、左側が現在の規則であります。右側が改正後の規則となっております、今回の改正箇所を網がけしてございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページの第3号様式、それから1枚めくっていただいて、3ページの第6号様式、それからもう1枚おめくりいただいて、4ページの第6号様式の2につきましては、個人情報保護の観点から、団体責任者の住所等の記載を改め、そのほか文言整理を行うものであります。

最後に附則でございますが、新旧対照表前の議案の最後にお戻りいただきたいと思っております。

附則第1項は、規則の施行日を令和4年4月1日とするものであります。

附則第2項は、経過措置に関する規定でありまして、改正前の規定により交付された登録証につきましては、登録証の有効期間に限り、改正後の規定により交付された登録証とみなすというものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

藤宮委員。

○藤宮委員 電話番号や住所がなくて不便になることはないのですか。

○真如教育長 社会教育課長。

○高田社会教育課長 電話番号と住所がなくなったことによって不便ではないかということですが、基本的にこの利用許可書や登録証につきましては、許可を受けたり登録を受けた団体しか持ち得ていない書類になりますので、提示して実際施設を使用するときには不必要というところで、今回削除いたしました。

○藤宮委員 分かりました。

○真如教育長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

○真如教育長 なければ、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第14、第20号議案 東大和市立小中学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第20号議案 東大和市立小中学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則について、本件を承認と決めます。

---

### ◎日程第15 その他報告事項

○真如教育長 日程第15、その他報告事項を行います。

報告事項(1) 令和3年度小・中学校卒業式告辞(案)について、本件の報告をお願いいたします。

統括指導主事。

○富田統括指導主事 それでは、お手元の資料、令和3年度東大和市立小・中学校卒業式告辞(案)をご覧ください。

先日の第1回教育委員会定例会及び第1回教育委員懇談会においてお示しした(案)から、委員の方々からご意見をいただきまして、そちらのご意見を基にして文書表現等を変更させていただいております。

告辞は、今後データを学校に送付し、学校で印刷を行っていただく予定でございます。卒業生に大切に使用いただけるよう、昨年度と同様に印刷用の紙は和紙風の用紙を準備いたします。形としましては、昨年度と同様の形になります。

本日委員の皆さまからご意見をいただきたいと考えておりまして、本日の教育委員会定例会において委員の皆さまからご承認をいただきたいと考えております。

以上です。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

報告事項(2) (仮称)東京街道運動広場の整備概要案について、本件の報告をお願いいたします。

社会教育課長。

○高田社会教育課長 社会教育課から東京街道運動広場の整備概要案についてにつきましてご報告をさせていただきます。

資料につきましては、その他報告資料（2）をご覧くださいと思います。

東京街道団地につきましては、建て替えに伴いまして、創出用地に多目的運動広場を整備するという計画がございます。運動広場そのものにつきましては東京都が整備をいたしまして、市はそれに附属する管理棟を整備するというところで事務を執らせていただいております。

このたび運動広場の整備概要案がまとまりましたので、別添の写しという文書と、その次にZ折りのA3の資料がございますけれども、そちらを整備概要案のイメージ図として、整備を予定しております当該地の近隣に配布をさせていただきました。1月中旬に近隣住民の方にお知らせさせてもらいまして、2月9日、もう締め切っておりますけれども、この整備案についてご意見等があればお寄せくださいといたしまして、お1人、件数にして3件、今ご意見等いただいておりますので、今後それらに対する回答等を取りまとめて、また対応してまいりたいと考えております。

私からは、以上となります。

○真如教育長 報告事項が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

藤宮委員。

○藤宮委員 今日持ってくるの忘れてしまったんですけれども、ここはショッピングモールみたいなものを造る。南側に。北側には薬局とか何か医療関係のものと介護施設みたいなのを造るという、議員さんの意見かもしれないんですけれども、出ている紙を私持っているんですけれども、それはどこの部分なんですか。

○真如教育長 社会教育課長。

○高田社会教育課長 ごめんなさい。今回は運動広場の整備案ということでお知らせをさせていただいたんですけれども、私は担当ではないので全て把握はしていませんが、位置図というのがありまして、A3の資料の左側下です。赤い部分が東京街道の運動広場の整備の位置でございます。今委員からお話いただきました恐らく民活の導入の関係かと思われまして、それにつきましては、南側と言うのでしょうか。この白く空いているところ、私も細かいところは把握

できていないんですけれども、この辺に整備されるのではないかと認識しております。

○藤宮委員 すみませんでした。サッカー場ができるというのは前から聞いていたので、変更があったのかと思ったのですが、そうではないんですね。

○高田社会教育課長 もともとこれは東京街道の全体像、位置図で書かさせていただいているんですけれども、東京街道運動広場につきましては、当初からこの赤いところで地区計画を決定されているところであります。

○藤宮委員 分かりました。ありがとうございます。

○真如教育長 ほかに何かございますか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

報告事項(3)第二次東大和市子ども読書活動推進計画令和2年度実施状況報告書について、本件の報告をお願いいたします。

中央図書館長。

○浴中央図書館長 第二次東大和市子ども読書活動推進計画につきましては、平成30年度から令和4年度までの5か年を期間としておりますけれども、令和2年度はその3年目であります。引き続き子どもの読書活動を推進するための諸活動を各関係機関において進めてまいりましたけれども、令和2年3月上旬ぐらいから新型コロナウイルス感染症の影響で図書館も全面休館になるなど、各関係機関ともに事業の中止や計画変更等を余儀なくされたところが多くありました。

今回、ただいまの東京街道運動広場の次に私どもの資料を添付させていただいておりますけれども、その2ページ目をご覧ください。

こちらの調査では、新型コロナウイルス感染症拡大による事業中止の状況を把握し、計画推進状況への影響を確認するため、実施状況の達成度を、順調、おおむね順調、着手、未着手、中止という5段階で評価する方法といたしました。そのため、各事業における目標達成度の集計についても、前年度と変更しております。

各事業における目標達成度につきましては、2ページにありますとおり、これは事業数ではなくて調査の項目数でカウントしておりますけれども、全体の3割が中止という結果になっております。令和2年度は、このように多くの事業が中止となる中でも、各機関が感染症対策を講じながら工夫を凝らして子どもの読書

活動の充実のために努力してきたことが分かる結果となりました。

以上で報告を終わります。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

---

### ◎閉会の辞

○真如教育長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和4年第2回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。

午後 3時43分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会教育長 真如 昌美

会議録署名委員 内野 裕子